

県中体連主催事業実施における新型コロナウイルス感染症及び

その他の流行性感染症拡大防止に関する推奨事項について

R5. 5. 8

山形県中学校体育連盟

I. 趣旨

本事項は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上において「5類」へ引き下げるとする国の指針を受けて、これまで適用してきた「県中体連主催事業実施における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するガイドラインについて」の内容を簡略化し、大会の安心・安全な実施に向け中体連として「推奨すべき事項」として示すものである。

II. 目的

多くの関係者が集まる大会実施に際し、「お互いに安心・安全に参加できる大会」を目指し、配慮することが必要である。そこで、大会参加者や各競技団体、各教育委員会など関係機関とも情報共有しながら適切に対応することを目的とする。

III. 基本的な考え方

「お互いに安心して参加できる大会」

【事業運営について】

1. 中体連事務局は、主管団体（専門部）と連携し、選手・監督・役員等をはじめ事業関係者の安全・安心の確保を最優先としながら、実施に向けた対策を検討する。
2. 本推奨事項が対象とする大会及び事業は下記①～④の通りとし、共催事業については、本推奨事項を踏まえ主催団体と協議する。
 - ① 県中学校総合体育大会
 - ② 県中学校新人体育大会
 - ③ 各種強化事業
 - ④ その他 県中体連が必要とする事業
3. 中体連事務局ならびに主管団体（専門部）は、参加者に対し、「推奨事項」の周知を行う。
4. 中体連事務局ならびに主管団体（専門部）は、本推奨事項をもとに山形県教育委員会を通じて保健所や県高体連、保健所等と調整を図りながら実施する。また、県スポーツ協会や各競技団体とも連携を図りながら実施する。
5. 各競技の運営にあたっては、本推奨事項を基本とし、専門部（競技団体）が定めているものや使用する施設等が示す感染拡大防止に向けた方針等に従うものとする。

IV. 具体的な推奨事項について

～大会参加者（観戦者を含む）～

① 体調管理

ア 大会期間中、来場前に検温、健康観察を実施する。

イ 平熱を超えるような発熱や咳・のどの痛み等の諸症状が見られる場合には、医療機関を受診し、大会参加は自粛する。

ウ 家庭内に新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの罹患者がいた場合においては、検温と健康観察を徹底して行う。

エ 大会運営側に検温を求められた場合には、求めに応じ検温を行うこと。また、救護所等を利用した際にマスクの着用を求められた際には、その指示に従う。

② マスクの着用

- ア 参加者個人の判断によるものとするが、同時に、他者に対して強制もしない。
- イ 参加者が密集する場面や急な体調変化に対応できるよう、マスクを持参する。
- ウ 大声での応援の際にはできるだけマスクを着用する。

③ その他

- ア 手指消毒を適宜行う。
- イ 水筒やタオルなどは自身専用のもを持参し、共用を避ける。
- ウ 昼食等、飲食を行う場合は換気をし、大きな声で話さない。

1. 大会運営側の推奨事項

① 情報共有

- ア 別紙「中体連大会への参加に際して（推奨事項）」を大会参加者（競技役員や審判等を含む）に対し事前に示し、内容について周知を図る。
- イ 大会参加者に対し「体調不良時の参加自粛」についてのアナウンスを実施する。

② 環境整備の例

- ア 会場の要所に手指消毒用のアルコールを設置する。
- イ 競技場や更衣室、トイレなど可能な範囲で換気を行う。

③ マスクの着用

- ア マスクの着用の判断は参加者個人に委ねる。
- イ 急な体調不良者なども想定されることから、救護用品としてのマスクを準備する。

④ 応援などの観戦者の入場

- ア 特に制限は行わない。

⑤ 競技運営上の事項

- ア 試合前の挨拶等の実施方法について監督会議等で事前に確認しておく。挨拶等の実施方法については各競技で簡略化を図り、参加者同士の接触の機会を減らす工夫をする。
- イ 各競技団体が示す競技運営上の感染症対策がある場合は、適用内容を確認し周知する。
- ウ 監督会議等の諸会議については、可能な範囲でオンラインによる実施や書面での実施としてもよい。

V. 感染症発生時の対応について

基本的には、当該生徒の大会参加の可否・対応は「災害緊急時対応要項」に準ずる。

1. 大会参加者について

【学校の状況】

- ① 学校が臨時休業となっている場合 →当該校の大会参加「不可」
- ② 学級・学年閉鎖となっている場合 →当該学級、学年に在籍する生徒の大会参加「不可」
※ ただし①②の場合でも、当該生徒が検査や医療機関の判断等により陰性の可能性が高い場合、大会参加を認める。
- ③ 学校の活動に制限や自粛が求められていない場合 →当該校の大会参加「可」

【個人の状況】

- ① 自身が感染している場合 →罹患者の大会参加は認めない。
- ② 所属部に罹患者がでた場合 →その他の生徒にも十分に注意し、丁寧に健康観察する。

【生徒等※の状況別対応一覧】※生徒等とは、生徒、教職員（部活動指導員含む）、外部指導者

生徒等の状況	対 応
A:陽性者(罹患者)	・当該生徒等については、自宅等における療養期間中（出席停止期間）の大会参加を認めない。
B:体調不良者	・当該生徒等については、体調不良時の大会参加の自粛を要請する。

2. 感染判明時の対応と報告について

◆ **大会参加前**に感染が確認された場合

- ① 顧問は、競技部地区担当へ登録の変更もしくは欠場等について連絡する。
《連絡内容：競技名・出場種目・欠場生徒情報・代替生徒情報（学年・氏名）》
- ② 競技部地区担当はある程度まとまった段階で、県専門委員長へ連絡する。
- ③ 県専門委員長は県専門部長へ連絡し、必要であれば対応について確認する。
- ④ チームの欠場による競技日程の変更等大会運営に大きな変更が生じた際は、専門委員長より県中体連事務局へ報告する。
 - ※ チーム、団体戦において、既定の人数に達しない場合、出場できないこととなる。
 - ※ 監督等がA、Bのいずれかとなった場合も含む。
 - ※ 大会申込み終了後であっても、変更届などで対応する。
 - ※ 欠場に関して、組合せの変更は行わない。
 - ※ 合同チーム編成校の場合は、個別に対応する。
 - ※ 各地区からの繰り上げ出場は行わない。

◆ **大会参加中**に発熱や体調不良などがでた場合

- ① 再度、当該校全員に引率者等が検温・健康観察を実施する。
- ② 速やかに引率者、保護者に連絡をとって帰宅させ、医療機関での受診等を勧める。
- ③ 体調不良者のその後の対応は、所属する学校が行う。
- ④ 救護係として対応した際には、医療救護要項に従い、連絡・報告する。
 - ※ 別室待機の付き添いは、感染対策をとりながら当該選手の引率者等が行う。
 - ※ 状況に応じて、対戦選手（チーム）への連絡等を県専門部で行う。

◆ **大会終了後**に陽性が確認された場合

- ① 当該選手への対応は所属校が行う。